



うちから、裁判所がこれを命ずるといふことになつておるのであります。最高學府を出て、高等試験司法科試験にも合格したいおける法律科にはよく通曉した人でありまして、ただ司法修習の期間におきましては、手続きの實際を習うということが目的であり、その他あらゆる萬般の、裁判官としての資格を備へるにふさわしい勉強をしなればならぬといふことはもちろんであります。手続きの修習の期間といひましては、またその他の勉學をいたしまして、その二年といふものは長過ぎる。少くとも私は一年くらいが適當ではなからうかと思つておりますが、司法大臣の御所見はいかがなものでございましょうか、承りたいと思ひます。

○木村(篤)國務大臣 私にはむしろ田方君のお説とは反對であります。いかに二年間といふものは長いようでありまが、いやしくも裁判官たるにふさわしい修養をさせるには、學校を出てから二年間くらいは、あるいは人格的に、あるいは學問的に修習させることが必要ではなからうかと考えております。われ／＼はこれは少くとも二年間を最大減少したる期間といふことに定めておりますが、最高裁判所においてはあるいはこれ以上の期間を定めるかも知れない。この點については、私は不幸にして田方君とその意見を異にした次第であります。

○田万委員 見解の相違でありますから、この點はその程度に止めて、なお次に本法七十六條について質問したいと存じます。七十六條におきましては(意見を述べる義務)として「裁判官は、評議において、その意見を述べなければならない。」當然のことではあります。その意見發表の順位が規定されておると私は記憶しております。本法におきましてはその意見の順位が記載されておられません。私は意見を述べる義務につきまして、ここに明記すべき必要があると存じます。それはいふゆる裁判所構成法におけるものとあつて、意見を述べた後から上へといふ、このごろ民主的な代表のようになつておるの言葉であります。その言葉通り下級裁判官がまず意見を發表いたし、そしてこれを裁判長が統理して行くといふところに、ほんとうの民主的な合議體ができるのではないかと存じます。何ゆゑに本法においてはその意見を述べる義務だけ活かし、その順位を規定しなかつたか、實際問題としてこれはどういふふうな順位になつておるかといふことについて、司法大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたします。今の御質疑の點につきましては、御承知の通り最高裁判所で裁判義務に關するルールを設けることになりまが、詳細の點はルールに譲つておるのであります。恐らく今のお説のごとき順位に定められることと考えております。それらの點はすべて最高裁判所のルールによることになると存じます。

○田万委員 統括した問題であります。司法大臣におかれましては、この民主的な時代において、裁判所の封建性を拂拭するについては、具體的にいかなる御所見をもつておいでになるかといふ點をまず聴きたいと思ひます。なおそれに並行しまして、從來辯護士

から裁判官に任用された人もあるのではありませんが、その人の話によると、どうも司法官候補から行つたのでなくて、いわゆる辯護士から司法官を希望して採用せられた場合、外様扱いをされるといふことをよく聴いたのであります。私はさういふことはあり得ないと思つておるが、實際に轉向した人のうちにおいて、辯護士の方でさういふ意見をたび／＼實際において言われておるのであります。これは非常に司法内部のいわゆる封建性といふものがあつたのではないかと存じております。これを絶対に拂拭しなければ私はいけません。有能な人はむしろどちからかと言へば辯護士の人にも相當あるのであります。これを採用して今後ほんとうに民主的な裁判を実施するためには、この點も一つはつきりと司法大臣が解決していただきたい。さういふにして木村司法大臣は法曹界から出られた人である。私の意見とほとんど同一の意見をもつておられると思ひますが、ひとつ重ねて御答辯を聴きたいと思ひます。

○木村(篤)國務大臣 まことにごもつともな御意見であります。裁判所における封建性を拂拭しなければならぬ。封建性が今なお残つておるかどうかといふことは、相當疑ひの餘地があるのではありませんが、少くとも從來辯護士が裁判官になつた人が外様扱いをされておる、さういふことは事實聞いております。まことに遺憾なことと存じております。但し不肖私が就任以來、裁判官になつてこられた辯護士諸君は實によくやつてくれております。また生え抜きの裁判官と非常に一致協力してやつてくれておりますので、私はまことに嬉しく存じております。と申しま

すのは、結局は人の問題であらうと思ひます。今後五月三日を期しまして、裁判所法が實施せられる曉におきましては、さういふたくさんの有力な在野法曹が裁判所に進出してこられることを確信しております。さういふ點から考へてみましても、裁判所のいわゆる明理化といふものはだん／＼發揮せられてくるのじやなからうか。なほ今後、司法修習生は、これまで御承知の通り、辯護士の候補と司法官の候補とは別にしておつたのであります。この點からも一緒にしてしまひます。この點からも初めの出発點から一緒になつてまいりますから、非常にその間氣分的にいい結果が出てくるのじやないか、こゝろ考へております。なおまた御承知の通り、裁判官については一種の獨立性をどこまでも保つとともに、一面において國民の鑑となり、いわゆる國民審判の點それから彈劾の制度、これから來ますと、やはり裁判官といへども身分保障の蔭に隠れることはできないのであります。非常に大きく世間に浮び上つてきます。世間がまたこれを大いに注意します。内部的、外部的の兩者に相俟つて、裁判所の明理化といふものは十分期待できるのではなからうかと、私はこう考へております。

○田万委員 御意見を承りまして非常に意を強うしたのであります。私は司法内部の封建性といふ言葉を使ひましたが、さういふものを拂拭するには、裁判官が從來のような事務的な裁判をやらずして、いわゆる形式的裁判をやらざるして、良心的な裁判をやる必要があると思つております。これは一つの話のたとへでありまが、かりに裁判官にして、略式命令に對する正式裁判を受けますその時に、正式裁判にお

いて相當同情してやらなければならぬといふ問題についても、その個別性を無視して、罰金なら罰金を軽くしてやらぬといふやうな人があつたとしたならば、私は遺憾だと思ひます。またその人が或る小さな裁判所なら裁判所において、正式裁判をなぜ個別的にしないかといふやうな問題に對して、自分が勤めてゐる裁判所なら、裁判所が、非常に人手が少なくて、非常に事件が多いといふことによつて、これをもし正式裁判を許してやつたならば、どんなことになるかといふやうな認識をもつておるといふことになれば、これは私は封建的な存在だと思ひます。ゆる事務的、形式的なやり方になつてくると思ひます。さういふ人はないと思ひますけれども、もし萬一さういふ人が裁判官の中におつたならば、大いにこの非を机をならして言わなければならぬと思ひます。いわゆる司法大臣の良心的な裁判をやらなければならぬ。形式的にやつておると言われても仕方がない。さういふ點も、また正式裁判に對してはなるべく取下げをするやうにといふことまでも言われる人がかりにあるとするならば、さういふ行動は、司法大臣のいわゆる良心的な裁判官ではない。私はさういふ者のないことを希望し、さういふ點がかりに司法大臣の御耳に入り、また事實があるといふことであります。なほ、これは斷乎として處分してもらわなければいけません。それがあつた意味における司法内部の封建性を打破する一つのことだと思ひます。私はさういふ見解をもつておるのであります。司法大臣のこれに對する所見を伺つて、参考にしたいと思ひます。

○木村(篤)國務大臣 お答え申し上げます。申すまでもなく、裁判は國民の權利義務に重大なる關係があるのであります。慎重の上にも慎重にこれを取扱わなければならぬと思ひます。従つて裁判の不確實性、あるいはこれを事務的に取扱うというやうなことがあつては相ならぬ。事案そのものについで原因、經過を十分に調べて、妥當な判決をすることが裁判官に課された任務であらうと思ひます。私は刑事事件について、常に考えておるのであります。いやしくも刑事事件については、それを裁くべき裁判官は、一度その被告人の立場に還つてやれ。もし自分が被告人であつたならば、當時どういふ行動に出たであらうか。まづもつて被告の立場に裁判官は還つて、この事案の全般をよく見てやれ。しこしこして判決を下すときには、一般と高い所から見て、その行動は單にその被告人一人のみに止まらず、社會全般に對して、その判決がいかなる影響をもつかといふところまで深く考慮に入れて、事件の審理判決をすべきが裁判官の當然の任務であらうと私は考えておるのであります。そこで裁判官といふものは、實にきつめて重大な任務であるとともに、これはむしろかしい職務であると考えておるのであります。裁判官はいやしくも不公正なことであつてはならぬ。偏頗の行動をとつてはならぬ。いわゆる神の心に還る。これはむしろかしいことであると思ひます。しかし少くともそういう心がけをもつて裁判事務を取扱うことが、裁判官の行き方であらうと私は考えておるのであります。今後裁判官に對しては、十分にあらゆる修養殊に人間的な修養が一番肝腎であると思ひます。裁判官にふさわしい資格を

身につけて、立派な公正な裁判をしていくやうに、裁判官自身もしていかなければならぬ。こう考えておるのであります。

○田万委員 司法大臣の御答辭によりまして、私はその御答辭になつた趣旨が、未端まで裁判官に對して浸透することを希望しておきます。

最後に、これは本法とは關係がありませんが、四國高等裁判所というか、さうやうなものが四國においては要望せられておるのであります。司法當局におかれましてはその點についていろいろ御研究になり、また具體的にある程度話が進んでおるといふことを承つております。でき得べくんば、これは司法大臣でなくとも結構でありますから、局長さんからでもその點について觸れていただきます。

○奥野政府委員 このたび高松に高等裁判所を設立して、四國全般を管轄する高等裁判所をつくりたいといふ考えをもつております。これは地理的關係、事件の關係、交通の關係等からいろいろ研究の結果、司法省においてさういふに決定いたしましたわけでありまして、最近の機會において、裁判所設立並びに管轄區域に關する法律案を御審議願うことになつておりますが、その法律案の中にたゞいま申しました高松高等裁判所の設置に關する關係も規定いたしておるのであります。この點近く御審議を願うことになつております。

○田万委員 私の質問はこれで打切ります。

○小島委員長 木村(篤)君。

○木村(篤)委員 裁判所法案について、まさに可決されようとしております。ただいま、婦人の裁判官及び判任

官を、司法大臣において適所に使用されるお考えがあるかないかをお尋ねしたいのでございます。裁判所の民主化について、相當これについて各議員からいろいろと論議をされておりましたが、私たち婦人は長い間無能力として取扱われてまいつたのであります。さいわいに婦人參政權を與えられて男女同權という權利も與えられまして、今度の新憲法に對してはまことに私も婦人としては満足するところであり

ます。それにつきまして、裁判所における婦人の事件も相當ありますが、婦人の持つ心理狀態は婦人のみが感知するところではないかと私は感ずるのであります。それゆゑに、簡易裁判所は申すまでもありません。地方裁判所、控訴院、大審院に至るまで、裁判所ににおける婦人の裁判官及び判任官を、適所にお使い下さることができるよう司法大臣としてお考えがあらうまいかどうかをお伺い申し上げたいと思ひ

ます。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたします。日本國憲法におきますと、婦人も男子と同一の取扱ひを受けることになつております。もちろん今後適當な時期には、婦人といふことも適當な人であれば裁判官に任命されることであらうと考えております。殊に御承知の通り、この裁判所法が施行されますと、今後家事審判所といふものができるとに相なるのであります。家事審判所は申すまでもなく、家庭における一切の紛議がこゝで裁かれることになり

ます。殊に婦人問題、相續問題等については、重要な役割をもつことになつております。これらの家事審判所に婦人の裁判官が進出されて活躍され

ると考えております。おそらく家事審判所あたりでは、婦人の裁判官も出ていただけるものと考えております。また御承知の通り、簡易裁判所が各地にたくさんある數、でき上ります。これはこの前の委員會でも申し上げました通り、まづたゞ民衆と接觸の深い裁判所でありまして、これらの裁判所にも、選考委員會において選考され、その土地の德望ある有力な婦人が、おそらく進出されることであらうと考えております。

○木村(篤)委員 大臣のお答えで満足いたしました。

○小島委員長 井伊誠一君。

○井伊委員 私は、さきに質問されました委員の諸君の質問に重複しないやうに、なるべく簡單にお尋ねいたします。第一に裁判所法廷の改造の問題であります。これは久しき前から言われておることでありまして、すなわち法廷の構造は被告のいすが高く、檢事のいすが高いといふやうなことで、さういふ場合におきまして、また一般に民事の法廷は同様の構造であります。この裁判官と一般民衆との感じから申しまして、とかくそこに上下の感じを生ぜしめる。殊に刑事法廷におきましてはさういふ感じを著しくしまして、どなたか言われました通りに、既に一方は罪人のような感じをもつやうであるし、また従つてある場合には心得違ひな檢事などが、ほんとうの罪人扱いでもつてこれに對するといふやうな事實もあつたのであります。かような民衆的な法律のできず機會でありますから、この構造からひとつかえていく必要がある。こういふふうに考えるの

であります。もとよりこれは數多くあるところの法廷を改造するので、經

費の問題に關係すると思ひます。従いましてこれはいづれ經費があるときに、逐次これを改造するといふことにならざるやうにしたいといふことを感じられるのであります。もしこれを改造するといふ御意思があるならば、これを一気にかかる機會において改造するのではありませんか。あると

ころは眞に民主的にできておるし、あるところはまだ費用の關係で、民主的にならぬといふやうなことであつては、私は相ならぬと思ひます。ところが、これは對する改造の御意思があり、また御計畫があるかといふことを伺つておきたいと思ひます。

なお併せて判事、檢事、書記、辯護士といふものの服制と申しますか、服装について一定の規定があるのであります。最近戦争の結果それらのものが失われた。これを補充することができないといふ關係もあらうが、またその中には、この際も必要がないのではないかと感じが生れておるのかも知れませんが、服装を用いなくともよろしいといふやうなふうにも言われておることもあるやうに聞きます。この際あつていふ服装といふものも意義のあるもののように思ひます。けれども、これは一般の民衆から見ますと、やはり格段に、法官がさういふものを着て、ただ威嚴を備えておるやうなものではないかといふやうなふうに考えるのであります。法廷全體の空氣を明朗にし、社會そのまゝの空氣にするといふことで、かような服装は眞に必要ないし、これを廢止するところの御意思がありますか、これを伺いたいと思ひます。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたします。まず法廷の改造の問題であります

費の問題に關係すると思ひます。従いましてこれはいづれ經費があるときに、逐次これを改造するといふことにならざるやうにしたいといふことを感じられるのであります。もしこれを改造するといふ御意思があるならば、これを一気にかかる機會において改造するのではありませんか。あるところの眞に民主的にできておるし、あるところはまだ費用の關係で、民主的にならぬといふやうなことであつては、私は相ならぬと思ひます。ところが、これは對する改造の御意思があり、また御計畫があるかといふことを伺つておきたいと思ひます。

なお併せて判事、檢事、書記、辯護士といふものの服制と申しますか、服装について一定の規定があるのであります。最近戦争の結果それらのものが失われた。これを補充することができないといふ關係もあらうが、またその中には、この際も必要がないのではないかと感じが生れておるのかも知れませんが、服装を用いなくともよろしいといふやうなふうにも言われておることもあるやうに聞きます。この際あつていふ服装といふものも意義のあるもののように思ひます。けれども、これは一般の民衆から見ますと、やはり格段に、法官がさういふものを着て、ただ威嚴を備えておるやうなものではないかといふやうなふうに考えるのであります。法廷全體の空氣を明朗にし、社會そのまゝの空氣にするといふことで、かような服装は眞に必要ないし、これを廢止するところの御意思がありますか、これを伺いたいと思ひます。

が、ただいま司法省におきましては法廷改造委員会を設けて、これについて研究しております。現在の程度ではある成案を得ておるのであります。これをいかに実施するかということは今後の問題であります。英米式に法廷を改造したいという考えをもつておるのであります。法服の問題であります。これはいろいろの考え方があつて、私個人として考えてみますと、法廷は非常に和やかであると同時に、一種の嚴肅味をもたせるのがいいのではないかと思います。これをどういふ工合にしてその嚴肅を保つていくかというところは、なかなか容易な問題ではないと思ひます。御承知の通りイギリスにおきましても裁判官はいわゆるガウンを着ております。御承知でありましようが、實にこれは一種の嚴肅さをもつて法廷を引締めるだけの効果は十分にあるだらうと思ひます。そこで今後の裁判官の法服の問題であります。これは相當研究をする餘地があると思ひます。私は今直ちにこれを廢止していいかどうかということ、ここで結論的に申し上げることを差控へたいと思ひます。

○井伊委員 次に簡易裁判所の判事登用の途であります。四十五條によりまして、その前條第一項に該當しない者でも採用される途が開かれておるのであります。ただいま木村委員からのお話によりまして婦人登用の途がある。これは結構なことでありましようが、年齢のことがどういふふうになりましようか。年齢の制限は何もない。他の方面ではある學校を卒業して試験を受けてとられるのでありますから、年齢

はおのづからある程度の形になります。この特別な任用の場合においては、年齢のことは別にならぬのであります。ただもつぱら簡易裁判所判事の職務に必要な學識経験のある者ということになりましよう。年齢の點はどうかを問ひます。年齢の點はどうか。これは非常に自由な規定であるかもしれない。その點については年齢の制限はないのであります。それを伺ひたいします。

○木村(馬)國務大臣 裁判官は最高裁判所の判事は七十、それ以下の裁判所においては六十五歳をもつて定年としたしております。その定年に達するまでの年齢の範圍内において、選考委員會において十分判事として勤め得るような人々を選びわけになつております。實際問題といたしまして簡易裁判所の判事に選考される人は、やはり資格のない人から選ぶとすれば、徳望識見の高い名望家ということになりましようから、そう若い人が選ばれることはなからうと考えております。少くとも六十五歳の定年に達するまでの年齢の範圍であれば、自由に選考できるわけでありましよう。

○井伊委員 この裁判所法が憲法と合致せぬ點になりましよう。司法省とどういふふうな關係になりましようか。これと裁判所はどんな意味において關係をもつかという點を伺つておきたいと思ひます。

○木村(馬)國務大臣 申すまでもなくこの裁判所法が實施されましよう。裁判所は全然司法省とは分離するわけでありましよう。司法省は裁判所に對して、大體において關係がなくなるわけでありましよう。しかし残る司法省におきましては、やはり檢察廳との關係がありましよう。それと大きな問題は行刑、それから司法保護の關係であります。その他あるいは今後でござりまするアンチドラフト法、獨占禁止法に基いて、議會とあるいは司法關係の各種の法律などについての立案を取扱うことになつております。私のたゞいまの考えでは、司法省は將來相當大きな役割を持つてくるのではないかと考えております。殊に國家治安の任に當りまする檢察廳との關係が相當密接でありますから、その方面からいたしまして、今後の行き方として司法省の役割というものは、相當大きくなつてくるのではなからうかと考えております。しかし今申しました通り、裁判所とは全然分離されて、關係がほとんどなくなるということになると思ひます。

○井伊委員 彈劾裁判所のことについて伺ひたいと思ひます。これは今議會に御提出になるものと考へております。が、まだ出ておりませんので、一應大體の構想をお聴きしておきたいと思ひます。その彈劾裁判所というものが特殊のものでありますだけに、これはたとへばどこに設けられるのであるか。あるいは公開であるかあるいは再審であるか。一審で終審になるものであるか、どうか。それから裁判所の構成、罷免を訴追するものというふうな點につきまして、いづれこれは別の機會に御質問すべきでありましようけれども、この裁判所法審議の都合上承つておきたいと思ひます。詳しくなくて結構であります。

○奥野政府委員 私からお答えいたします。實は裁判官彈劾法案もこの議會に提出する準備をいたして、大體の成案も得ておりますが、各方面との關係上、會期の關係からして、今議會には

提出困難となつてまいりましたので、次の議會に提出する豫定であります。しこうして裁判官彈劾法のことは、大體において國會法において規定せられるところによつて定めらるゝことになつております。しかし裁判官彈劾法というものが、國會法のほかに別につくられることになつておまして、大體今考へております構想といたしましては、訴追に關する訴追委員會というものを設けまして、その訴追委員會の訴追に基きまして、彈劾裁判所が彈劾に關する裁判をするということになつておまして、彈劾裁判所は衆議院及び參議院の議員によつて構成されることになつております。しこうして公開を原則としておりますが、また審級はその彈劾裁判所一審限りで、上訴の途はないというふうな構想で進みたいと思ひております。

○井伊委員 本法第四十八條であります。が、これもちよつと裁判官の身分保障で、このところで別に法律で定めるといふことになつております。が、裁判所はこれはどこでありますかといふこと、それから今度は合意をすれば轉官することも轉所もできる。こゝういふふうな裏の方から解釋せられるのであります。が、この轉官といふのはどういふものを豫想しておられるのでありましようか。それから轉所といふのは、これももつと裁判所が轉所すること、これをもしも場合によつて、轉所といふものは、ほんとうにこれから言へば拒み得るというふうなことに解釋せられます。が、そういうふうな解釋によろしいのでありましようか。その點をお伺ひしたいと思ひます。

○奥野政府委員 四十八條の身分保障に關し「別に法律で定めるところによ

り」といふふうになつております。この法律と申しますのは、この次の議會で審議を願うつもりであります。が、裁判所職員の分限に關する法律といふものを提出したいと思ひます。その分限に關する法律案の中には、いわゆる現在の犯罪懲戒法に該當するものとそれから「心身の故障のために職務を執ることができない」場合の、罷免の裁判をなし得る手續と、この二つの事柄を規定しております。しこうしてこれらの懲戒の裁判及び罷免の裁判をなす機關は裁判所でありまして、裁判所以下に裁判官に關する懲戒なりあるいは罷免の裁判は高等裁判所で行ふ。それから高等裁判所あるいは最高裁判所の裁判官についての裁判は、最高裁判所で行ふといふふうな區別する考へてあります。が、機關としては裁判所で行ふといふことに考へております。しこうしてなお御質問の、いわゆる轉官あるいは轉所といふことは、現在の裁判所構成法にもこの通りの文字を使つてゐるのであります。轉官といふのはたとへば裁判官から警察官に變つたといふような場合を豫想しており、またあるいは裁判所から司法省の官吏に變つたといふような場合も豫想されるわけでありましよう。次に轉所と申しますのは現行法にもその通りの文字を使つております。が、たとへば東京の裁判所から大阪の裁判所に轉所するといふ場合を考へておられるわけでありまして、もしどうしても裁判官において自分が轉所がいやであるといふことでありましよう。その意思に反して轉所を命ぜられることはないといふことになるわけでありましよう。

○井伊委員 もう一つ簡單にお尋ねし

たいのは、第六十一條に「裁判所技官は上司の命を受けて、技術を掌る」とありますが、これはいかようなものでありましようか。

○奥野政府委員 今後裁判所の豫算は司法省の豫算と獨立いたします關係上建築、警備等につきましても、裁判所の方でやつていかなければならないということになりまうので、建築等の技師が必要になる。そういうものも豫算しておるわけでありまう。

○井伊委員 裁判所の警備の關係が技官によつてやられるという機會に、將來の裁判所の建築等につきまして一言申し上げておきたいと思ひます。法廷のことはたゞいま御答辯ありましたように、今御研究申すことでもありますが、全體の裁判所の建築といふものは、從來ある一つの様式が定まつておつて、それが到るところに建つておつた。そうしてその中心の考え方というものは、やはり威嚴を備えておつて民衆に臨むという裁判の威嚴を保つことが中心の考え方になつておつた。そういう建築の行き方で、いかにも本館の方は堂々とした御殿づくりのやうなことになるおつて、これはその當時目的を達したやうに思ふのでありますけれども、附屬の建物、たとえば辯護士控室等のごときになりますと、今申した裁判所の威嚴をつけようとする考え方から陥つておつて、そういう方面の建物はまことにふさわしくないものであるといふことを、到るところの裁判所に行つて感ずるのであります。それが現在火災にもかからずそのまま存しておるところを見ますと、殊にその對比がはなはだしく、一般民衆の出はいる建物の方は非常に見劣りがする。本館の建物が立派なだけに、か

えつてその附屬建物が非常に見劣りがするといふ感じがしておるのであります。そうしてさういふ人がはいつておりまして、單に随分いたんでおるといふだけでなく、雜然とした、これがほんとうに裁判所の建物かと思ふやうなものがあるものであります。こういうものはどうしてもひとつ考えをえていただかなければならぬと思ふのであります。裁判所の建物それ自體が堂々たるに比して、採光とか、通風とか、いふものについては、あまり感ぜがよいものといふこともありますが、一般民衆が見るところの感じから申しますと、附屬建物の方があまりに見劣りがする。これを何とか調和をして、殊にこれから民衆が自分の裁判所であるといふ感じをもつて出はいるをするといふことになりまうれば、もう少し交通とか、民衆の利便といふものについても、相當考慮をしなければならぬ。私も考へておるのであります。なお雪國の方の建物に至りますと、吹雪がはいつては困ることも考へるのか、必ず回轉窓が回轉しないといふやうな取付のものをこしらえてみたり、一様の形式をとつておるので實際に適しないことがあるのであります。これはさういふふうによつて、將來さういふ技官を設けて、裁判所が獨自に警備をやらせるといふことになりまうならば、地方のその場所に適するやうに、これをつくらなければならぬとさういふふうを考へておるのであります。また舊套を重んじてそのまゝのものを建てられるといふやうなことは、私ははいけなうと思ひますので、これらについて希望を申し上げておくわけでありまう。これに對してはお考えがあらまうならば承りたいと思ひます。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたします。裁判所廳舎の民主化、まことにごもつともなことであると思ひます。御承知の通り從來の裁判所は、要するに明治二十年かの治外法權廢止の機會に建てられたものが多くて、いわけの威嚴性といふものが多量になつてつづられておるのであります。今後は特にさういふ建物にまで威嚴性をもちたせるといふ必要はないと思ふのであります。民衆の利便といふことをまず頭に入れて建てなかつたらぬと考へております。現在われ／＼が今おりますものと民衆地方裁判所の廳舎が、これは近代の、模範的なものであらうと私は考へております。きつめて民主的にできておりました。何ら威嚴といふことを考慮に入れておりました。またたゞいま應急的の裁判所、あるいは檢察局の廳舎、これもまたつたぐ利便といふことを頭にに入れてつづつております。今後はさういふ行き方ですべてやられることと考へております。また畫一性を打破して、各地方に即した建物を建てる。これはまことにごもつともな御意見でありまして、おそらく今後建てられる廳舎といふものは、やはり地方性を加味されて建てられるものと信じております。

○井伊委員 私はこれで終ります。

○小島委員 三浦君。

○三浦委員 なるべく重複しない範圍におきまして簡単に二、三お尋ねいたしたいと思ひます。

先ほど司法省關係のことについて御答辯があつたのでありますが、この點についてもう少しお聴きしたいことは、裁判所と司法省が全然別個になるといふことはわかりまう。それから司法大臣のお話のうちに、檢察廳とのいろいろ

を關係があるといふことであります。まだ檢察廳法が出ていないので、あるいはその方でお尋ねするのが適當かも知れませんが、檢察廳ができましたと結局司法大臣がこの檢察廳に關する人事とか、あるいは豫算といふやうなものでやるのかどうか。殊に行政警察の面から申しますと、おそれなくこれは内務省關係、あるいは地方自治體の方に大部分委譲されるのであつて、内務省關係において多く取扱うのではなかつたかと思ふと、その點も司法省關係はほとんどなくなるやうな氣もするわけでありまう。また公訴權の關係においては檢察廳において取扱うとするならば、これまた公訴の指揮あるいは方針といふやうなことに考へるし、また大臣は關係がないやうに考へるし、またこれが指揮するやうなことになるれば、檢察廳との摩擦を來すやうな考へにもなるのでありまして、この點に對して私は司法省といふ存在が裁判所に關係がなく、また檢察廳ができ、殊にまた行政警察の面においては、内務省あるいは地方自治團體等において行つていふことになつて、刑事警察の面が檢察廳方面において取扱うといふことになる、司法省の權限といふものが非常に縮小されはしないか。殊に人事や豫算は、檢察廳方面においてのこれはどうだかわかりませんが、もし檢察廳の方に對して檢察廳關係の人事、豫算等も立案するといふやうな建前になるならば、これまたその點の人事や豫算が關係ないならば、司法省は實際において檢察廳との交渉が大したことはないではないかといふやうな疑いをもつのであります。その點に對してもう少し御答辯をお願いしたいわけでありまう。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたします。裁判所が獨立分離した點における司法省の性格であります。申すまでもなくこの檢察廳に關する一切の人事豫算のことは今後司法省でやつていくことになりまう。と同時にいわけの警察の關係、これはどうなるか。これは私は將來日本の行き方として非常な考へなかつたはならぬと考へております。各位にとくと將來の御研究をお願いしたいと思います。内務省と司法省との警察に關しての關係は行き方でありまう。この警察の問題をいかに取上げるかといふことは、われ／＼慎重に考慮しなくてはならぬと考へております。私一つの理想はもつておりますが、たゞいま申し上げる時期でありまうから申し上げません。どうしてもこの司法警察に關する點は、これは私は檢察廳ですべてやるべきことが理想であると考へておるのであります。従ひまして將來司法省といひましては、その分野における仕事といふものは、殖えとも少なくなることはなからうと考へております。かつ先刻申し上げましたやうに、行刑事務一切、司法事務一切、その他司法に關する法律の制定立案に關することは、一切司法省でやつていかなければならぬので、裁判所が分離された點における司法省の性格といふものは、決して小さいものではなからうと考へております。

○三浦委員 次に裁判の問題で考へさせられることは、裁判官が良心に従つて獨立に判決を下すことは當然であります。ところが往々にして政府の方針あるいは司法省の方針と申しまうか、指令とでも申しませうか。さういふやうなことで、判決がその方針に基いて裁判をされたやうな傾向がないと

は言われないと思うのであります。殊に政府の方針あるいは輿論等に左右せられて、そういうような線に沿って判決されるような傾向があるように考えるわけでありまして、こういうことは司法の獨立というような立場から、まことに感心しないことであると考えるのであります。その點に對する御意見を承りたい。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたしました。從來政府、政府と申しまして司法省でありまして、司法省が裁判所に對して指令をなしたことはおそろくないと思ひます。檢事局に對しては指令を發してあります。その當時の事情に即していろいろな指令は發してあります。裁判所の獨立性から考えまして、裁判所に對して指令を發すべきものでもありません。従つてそういうような指令は、事務的のことはやつておりますが、いやくも裁判の内容に關する點に對しては、指令は發してはいないと考へております。將來もそうでなくてはならぬと考へます。裁判所はもろろん輿論の動向ということは十分研究しなければなりません。私はしてよからうと思ひます。するの當然であります。しかしながらその輿論の動向に支配されて、いやくも自分の良心に反するような裁判をすることはもつてのほかであります。そこが私は裁判官の一番むづかしいところであらうと考へます。輿論の動向を知り、世上の事柄を十分見定めるといふことは、これは必要のことではあります。ある力によつてその自分の意見を左右して判決を下すといふようなことは、これはもう裁判官の資格はないと思つております。そこが裁判官の獨立性といふことをよく心に置いて、事實の審理、裁判

をなすべきものであると、こう考へております。

○三浦委員 司法大臣の御答辯非常に満足であるのみならず、私も同感であります。どうしてこういうことをお尋ねしたかという、實はそういうような疑念をもたれるようなことが、自分らが實際に取扱う範圍において考えられる點があるのであります。これは具體的に申し上げることは差障つてもいいから差控えますが、ただ抽象的に申すならば、判決等に現われる場合において、政府でもこれは嚴罰にしなければならぬといふような意見があるから、許すわけにいかないんだ、といふようなことを、その判事が判決の場合に敷衍したようなことも再三耳にしたこともあるのであります。それで實はなほ遺憾に考へるのみならず今後の司法の獨立、あるいは今後いろいろ周囲の状況等に應じて考へる場合において、そういうような點を杞憂いたしたもので、そういうような質問をしたわけでありまして。

次に強制留置の問題で、まだはつきりしないのでお尋ねするのであります。憲法の條章からいつても「何人も現行犯として逮捕される場合を除いては、權限を有する司法官意が發し、且つ理由となつてある犯罪を明示する令狀によらなければ、逮捕されない」とそれから拘留、抑留、拘禁もされないこととなるのであります。ただこゝで問題は、犯罪の捜査の場合において、一々嫌疑といふような場合において、任意同行といふようなことを現に行つてゐるわけでありまして、これらの犯罪の捜査の場合において、官憲が任意同行するといふようなことは、任意同行して、そして犯罪の取調への便宜上

行政留置といふか、保護留置といふか、現在現にやつております。またはなほだしきにいたりましては一月月くらいのことには平氣で、まだ何らのこともなく現に警察にたくさんおります。はなはだしきのになりますと、これはいろいろなる關係もあつてであるのであります。昨年の十二月からまだ警察にゐるものがあります。こういうことが今後一體行われるのかどうか。そういうことも一切できないのか。その點がまだはつきりしないので、御答辯をお願いしたいと思います。

○奥野政府委員 これは實は刑事局長からお話申し上げる方が適當であると思ひますが、この席におりませんから一應私から申し上げます。ただいま憲法に基きまして刑事訴訟法を改正いたしました。今議會に提出する手續をとつておりますが、會期等の關係からいひまして、一應應急措置的な刑事訴訟法の改正案を近日提出することになつております。それによる憲法の條章に基きまして、現行犯以外はすべて司法官意の——司法官意と申しますのは裁判所といふことになつておりますが、裁判所の發する令狀によらなければ、勾引、拘禁ができないという建前を進んでゐるわけでありまして。なお詳細の點は最近の機會に刑事訴訟法の改正案が出ると思ひますから、その際に申し上げることにいたします。

○三浦委員 ではその時でもよろしいのですが、今の御答辯の點は、憲法を見ても大體わかるのであります。ただ私のわからないのはただいま申しました通り、任意同行とか、あるいは從來保護留置とか、承諾留置とか、名目はいろいろつけてゐるわけですが、實際上この留置がもし行われな

うことであれば、犯罪の捜査に非常な支障を來すようにも考へられるし、またこれが強行行われれば、いわゆる憲法の趣旨に反して、人權蹂躪が事實上行われるということになりますので、その點は別の機會に御答辯をお願いしたいと思います。

それから青年の犯罪が、先般の委員會でもお話があつたのであります。最近非常に多いのであります。殊に二十前後の青年、あるいは復讐した人の犯罪が非常に多い。こういうような犯罪を考へてみますと、青年が敗戦といふ大きな事實のために、非常に希望や感激がなくなつて、不良化するといふようなこと、あるいは青年がいろいろな社會情勢を見て、それに對するところの一種のやけ氣分とでも申しましたようなか。窃盜、恐喝、強盜あるいはけんかの結果、傷害致死といふような事件が非常に多いわけでありまして、こういうような點に對しては、青年に對して希望や感激をもたせるようにすることが、犯罪の豫防といふ點において最も必要であると思ひます。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたしました。まことに適切な御意見であります。青年の犯罪まことに憂ふべきものであります。この青年を正しい方向に導いて、將來國家有用の人としていくといふことは、これは國民全般の責任であり、殊に司法當局としてはその點につ

いて十分な關心をもつてゐるのであります。現在の青年が一つの希望を失つてゐる。これは對し目標を與えてやるということは、第一に必要なことであると思ふのであります。これまではいわゆる超國家的の考へで、すべて何でも國家のため、御國のためといふことで一つの目標を與へまして、その方向へすべてを引きつづけていたものであります。が、今はさういふことは許されないのであります。要するに、日本が先端を切つて世界平和の先達となる。われわれは文化的國民として、世界に先けて世界の平和を目指していくのだといふところへ、目標を與えてゆかなくてはならぬと考へております。これは教育家も、われわれ司法行政にあつてゐるものも、すべて一團となつて盡力しなくてはならぬかと考へております。そこで司法省がさしたあたりなすべきことはどこにあるかと申しますといわゆる犯罪を犯すおそれある青年、あるいは犯罪を犯した青年、これらをまず正しい方向に導いて、國家有用の人材に仕立てあげるといふことの仕事であります。これは司法保護の方でやつてゐるのであります。現在われわれの仕事といひましては、この間どこかの委員會で私申し上げたのであります。が、瀬戸の少年保護院、あるいは都下の多摩の少年保護院等は實によくやつております。また日本全國にわたつてゐるのであります。また地方々々のそういうことについて關心をもつておられる方の協力を得まして、いわゆる少年保護の方法を活用いたしまして、ただいまのところでは不完全ながらもまずやつてゐる次第であります。われわれはこの制度を十分に活用いたしまして、かりにも刑法を犯す疑いのある

ような少年を、善良に導いていきたいと考えている次第であります。

○三浦委員 それから三十三條第二項の二「罰金以下の刑にあたる罪又は選擇刑として罰金が定められている罪に係る訴訟」の選擇の問題ですが、選擇刑として罰金と懲役が定められているような罪は、簡易裁判所で取扱うか、地方裁判所で取扱うか、この選擇の事件の分擔はどうしてきめるのでしようか。

○奥野政府委員 簡易裁判所におきましては、たとえ選擇刑になつておりましても、禁錮以上の刑を科すこととはできないことになつてゐるのであります。選擇刑になつてゐる場合は、これを地方裁判所に送致するか、簡易裁判所に起訴するかは、檢察官が決定するといふことになるわけでありま。

○三浦委員 それからこれも前に觸れられておつた問題でありますが、司法職員の待遇のことで、司法省關係におきましては、實は役得もなければ何にもないものであつて、實際食糧といふようなものはないこともほとんどないものであります。現在のごとく配給の續いてゐるような場合において、かりに俸給の點において待遇いたしても、物資を蒐集することができないといふような状況下におきましては、良心的に司法事務を取扱うことは、非常に困難に考へるわけでありま。

○木村(憲)國務大臣 これはただいま菊地君の仰せのように非常に議論のある點であります。これは今後あらゆる方面からの意見によつて解釋が生れるわけ、私の個人的意見であります。が、要するに、主動的に自分が政治運動をなしていかぬといふことであります。あるいは自分が選舉權を行使するとか、あるいは政治の講演を聞きに

いか、ちよつとあまりとりつめた意見になるかもしませんが、少くとも良心的生活のでき得ないような状況におかれた場合において、良心に従つて獨立の裁判をすることが、非常に困難なような氣をすることがあります。私のお願いすることは、ただそういう點に對して司法職員に對するところの物資における、良心的な生活のでき得る最小限度の考慮を、當局において御考慮願ひたいと思つておるわけでありま。

○菊地(憲)委員 五十二條の政治運動の禁止の問題で再び司法大臣を煩はします。五十二條の一號の條文を見ますと、國會議員になること、あるいは地方公共團體の議會でありますから、縣會議員になること、市會議員になること、こゝういふことは禁ぜられておることと、もちろんでありますけれども、この程度の積極的な政治運動をしてはならぬといふような規定ではないかと思ふのであります。裁判官個人として知人から推薦を頼まれて、葉書五枚や十枚出して知人に配布するといふような政治的な行動までも禁止する規定じやないかと考へるのであります。いま一度司法大臣にこの點をお聴きしたいのであります。

○木村(憲)國務大臣 これはただいま菊地君の仰せのように非常に議論のある點であります。これは今後あらゆる方面からの意見によつて解釋が生れるわけ、私の個人的意見であります。が、要するに、主動的に自分が政治運動をなしていかぬといふことであります。あるいは自分が選舉權を行使するとか、あるいは政治の講演を聞きに

行くとか、あるいはその他人を集めてこれは政治運動じやありません、自分の考え方を述べるのかいふことは差支えなからうと思ひますが、いやしくも主動的にある政治活動をするとは禁止されておると考へておるのであります。

○菊地(憲)委員 大體司法大臣の御意見はわかつたのであります。先づ質問に戻りまして、さういふ御解釋からみれば、知人の五、六人、十人くらいのもに對して、友人から依頼を受けて推薦状を出すといふようなことは、主として積極的な政治運動をするとは解釋せずともいいのではないかと考へるのであります。これは裁判官の政治的自由の問題でありますから、私は深く考へてみなければならぬと思ふのであります。もしこゝういふこともできぬとしますならば、裁判官は何らの政治運動はできなくなつてしまふ、そして政黨加入の自由を認めておりながら、個人的な推薦状を出せぬといふようなことは、これは矛盾してゐると考へるのであります。この點をお聴きしておきたいと思ふのであります。

○木村(憲)國務大臣 その點については十分また他日の機會に、諸君と御議論をしたいと考へております。たとえばボスターに張つてあるところの自分の友人を推薦するとかいふようなことになりま。

○小島委員 休前に引き続き會議を開きます。これより裁判所法案を議題として討論に付します。三浦寅之助君

は裁判官としての身分、地位からみて問題になりはしないかと思はれるのであります。その點の考慮から、さうな點については積極的に政治活動をするものと、いわゆる該當するものと解釋されるべきものではなからうかと思ひます。具體的な問題は、要するに積極的な政治活動をするといふことの解釋いかんの問題、該當するかどうか。それは個々の場合に判定すべき問題だと考へております。

○菊地(憲)委員 この問題は相當デリケートの問題でありますから、別の機會にまた質問をいたしたいと思ひます。

○小島委員 後ではこれにて質疑は終了いたしました。午後は大體において討論にはいたしたいと思ひます。午後一時まで休憩いたします。

午後一時四十分開議

○小島委員 本法案は新憲法の施行に伴う當然の法案でありまして、本法案に對しましては満腔の敬意をもつて賛成するものであります。今後におきましては、裁判の民主化、また司法の獨立の方針に基きまして、時の政府の方針に迎合し、または輿論にこびるがごときことな

○小島委員 本法案は新憲法のものと、立法、行政と並んで完全な獨立を確保する裁判所の構成に關する根本法であります。本法案が現行の構成法と根本的に異なる點は、檢察廳の獨立による本法より除外、それから特別裁判制度の廢止をも含んで、最高裁判所の權限が飛躍的に強化された點、その他簡易裁判所の設置等でありまして、論議としては非常に多く存するのであります。が政府の御説明でわれわれは十分了承することができたのであります。なほ人權尊重に關する論議も先般來多々あつたのであります。これは遠からず本委員會に併せて豫想せられております。檢察廳法案、あるいは刑事訴訟法改正法律案審議の際になお論議の機があらうと存じます。新憲法の實施が間近に迫つておりますし、併せて議會の會期も餘すところいくばくもなく切迫してゐるのであります。日本進歩黨は、黨議によりまして原案に對し全幅の賛意を表します。なお先ほど委員諸君からお話がありました裁判の民主化に關する附帶決議、並びに陪審制度の擴充に對し、政府は相當の考慮を拂われたしといふ附帶決議に關しましても、何ら異存ございません。賛成いたします。

○小島委員 社會黨菊地君。

○菊地(憲)委員 私は日本社會黨を代表いたしました。本案に賛成の意を表するものであります。但し左の附帶條件を附したいと存じます。

附帶決議

一、裁判所は、憲法が國民に對し保障せる人憲尊重の精神に徹し、官僚獨

善の弊風を打破し、形式主義を排除し、眞に國民の信頼に應うる裁判民主化のために努力すべし。

一、陪審制度に關しては、單に公判陪審に止まらず、起訴陪審をも考慮するとともに、民事に關する陪審制度に對しても十分なる研究をなすべし以上の二點の附帶條件を附して賛成いたしたいと存じます。各派の委員諸君の御賛成を願いたいと思ひます。

○小島委員長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。まず本案につき採決いたします。本案につき原案の通り決するに賛成の議君の御起立を願ひます。

〔總員起立〕

○小島委員長 起立總員。よつて本案は全會一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に社會黨提案の附帶決議につき採決いたします。本附帶決議を附するに賛成の諸君の起立を願ひいたします。

〔總員起立〕

○小島委員長 起立總員。よつて本附帶決議はこれを附するに決しました。

一言御挨拶申し上げます。私ふつつかな身をもつて、委員長といたしましたところ、この重大なる職責にあたりまして、皆様方の特別の御協力を得まして、おかげをもつて無事に本日原案通り可決されましたことは、まことに感謝にたえないところでございます。厚く御禮を申し上げます。(拍手) 本日はこれにて散會いたします。

午後一時四十五分散會